

職場内で

掲示・回覧
をお願いします!

メルマガ会員登録中

健康保険の最新情報を毎月
無料でお届けします!登録は協会けん
ぽホームページ
から行うことがで
きます!
スマホでもOK!

協会けんぽ 秋田支部データ

令和6年8月末現在の確定値
()内は対前年同月比

事業所数	16,503社(116社)
被保険者数	191,965人(▲1,566人)
被扶養者数	97,751人(▲5,037人)
平均標準 報酬月額	260,678円(4,770円)

協会けんぽ秋田支部お問合せ先 018 (883) 1800

健診対象者データをダウンロードできます

～情報提供サービスのご案内～

どんな時に必要?

健診実施機関へ生活習慣病予防健診(35歳以上の被保険者様の健診)の申し込みをする際、健診申込者の一覧をデータで求められることがあります。

そんな時は協会けんぽのホームページ上にある「情報提供サービス」から健診対象者一覧データをダウンロードすることが可能です。



ご利用方法

- ① ユーザーIDの申請
協会けんぽホームページの情報提供サービスストップ画面からユーザーIDの申請が必要です。
- ② 情報提供サービスへログイン
- ③ ダウンロードパスワードの設定(初回のみ)
→健診対象者一覧のダウンロード



ダウンロードパスワードを設定後、健診対象者一覧をダウンロードすることができます。

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

旧年中は当協会の事業運営にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私ども秋田支部は、皆様の健康増進に向けて、引き続き健診機会の拡大や生活習慣病予防に取り組んでまいります。質の高いサービスを提供できるよう、職員一同努力をしております。本年も変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

皆様のご健康と各事業所様の益々のご繁栄をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

協会けんぽ秋田支部 支部長 加藤 尊

★ Information

ご退職後の健康保険について

ご退職後に加入する健康保険には、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、加入される健康保険のお手続きをお願いします。

制 度	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険
手続先	協会けんぽ	市町村の国保担当課	ご家族の勤務先
条 件	●退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上必要 ●退職日翌日から20日以内に手続きが必要 ●加入期間は最長2年	●お住いの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	●扶養認定の基準は、加入先の健康保険によって異なる
保険料	●在職中の保険料を2倍した額 ●保険料に上限あり ●収入の増減で保険料が変わらない	●加入する世帯の人の人数や、前年所得に応じて変わる ●減免制度あり ●市町村によって保険料が異なる	●協会けんぽの場合、被扶養者に保険料負担はありません。

※令和6年12月2日から保険証の新規発行がされませんので、今後はマイナ保険証をお使いいただくようお願いいたします。

ご退職後の注意点

● 現在お持ちの保険証の使用は退職日まで！

在職時の保険証を使用できるのは、退職日までです。
資格のない保険証を使用してしまうと、後日、保険給付した医療費を返還いただくことになります。



● 現在お持ちの保険証の回収は家族の分も忘れずに！

退職時にご本人様とご家族様の保険証をすべて回収いただき、
日本年金機構に提出してください。(電子申請による届出の場合も同様です。)

● 特定疾病療養受療証等をお持ちの方は新たにお手続きが必要です！

特定疾病療養受療証や限度額適用認定証について使用できるのは、退職日までです。
次に加入する健康保険で改めてお手続きが必要です。

資格情報のお知らせと

加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【対象者】 令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方



マイナ保険証を使えば、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師に共有することができ、より良い医療を受けられるようになります。ぜひマイナ保険証を使って受診してみましょう。